

地域を支える「市民後見人」の活躍



期待を集める「市民後見人」

認知症や知的・精神障害などにより、財産管理等が困難な方を支える「成年後見制度」では、本人の後ろ盾となる「後見人」が、福祉サービスの契約や金銭管理を支援し、本人の権利と財産を守っています。中でも「市民後見人」は、弁護士などの専門家以外の一般の方が、一定の研修を受けた上で後見人になれることから全国で注目されており、成年後見制度の新たな担い手として期待を集めています。

区では、同じ地域で暮らす住民の視点か

ら、本人の意思に寄り添った支援が行われることを期待して、市民後見人の育成を積極的に進めています。これにより、平成26年度までに「市民後見人養成研修」を修了した方が34人、現在、受講中の方が16人、すでに市民後見人として選任され、活躍中の方が15人となりました。

今後も成年後見制度を必要とする方は増えていくと予想されるため、区では、引き続き市民後見人の育成を積極的に行い、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていきます。

【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608-6150

市民後見人は、支援される方の日常に寄り添い、必要な支援を行っています

市民後見人の長所は、「本人と同じ地域に住んでいること」「本人に近い目線で支援できること」です。この長所を活かし、同じ地域に住む仲間、あるいは、すみだに生まれ育った先輩・後輩として、本人の意思を最大限に尊重し、本人の気

持ちに寄り添った支援を行っています。

市民後見人としての支援活動は、区や社会福祉協議会と協力しながら進めています。その中で、それぞれの市民後見人が創意工夫したり、自らの経験を活かしたりしながら活躍しています。

市民後見人の主な仕事

▶ **財産を守る** = 本人の資産や負債、収入と支出の内容を把握したうえで、本人のために必要な支出を計画的に行い、財産を守ります。

▶ **連携する** = 最適なサービスを提供するため、必要に応じて、ケアマネジャーや弁護士等の専門家、社会福祉協議会などと連携します。

▶ **生活を守る** = 日常的な訪問によって、本人の健康状態や生活状況を確認するほか、必要に応じて医療・福祉サービスの手続を進めます。

▶ **報告する** = 監督人として市民後見人の活動をサポートする社会福祉協議会へ、活動内容を定期的に報告します。

何よりうれしいのは、笑顔や感謝の言葉です

市民後見人 高橋正子さん



市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人になることを依頼されたときは、役割を果たせるか不安でしたが、監督人である社会福祉協議会をはじめ、様々な方のサポートを受けながら活動を続けています。弁護士の方がするような専門的な知識を活かした活動はできませんが、

身近にいることを活かし、日常生活での不安を取り除いてあげられるよう心掛けています。何よりうれしいのは、支援している方からの感謝の言葉や笑顔ですね。自分も思わず笑みがこぼれてしまいます。市民後見人の活動は、人と関わることが好きな方には、特にやりがいがあると思います。

皆さんも“地域社会を支える”市民後見人になりませんか

■市民後見人養成研修説明会

成年後見制度と市民後見人の仕事についての説明会を2回開催します。市民後見人養成研修の受講を希望される方は、必ずいずれかにご参加ください。

【とき】▶第1回＝6月15日(月)午後2時～4時 ▶第2回＝6月23日(火)午前10時～正午【ところ】区役所会議室131(13階)【内容】▶オリエンテーション▶講演「成年後見制度と市民後見人の概要」▶市民後見人の体験談▶質疑応答

*市民後見人養成研修の申込みに必要な応募用紙を配布【対象】区内在住在勤で、おおむね64歳以下の方【定員】各回先着50人【費用】無料【申込み】事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608-6150へ *申込みは▶第1回＝6月12日(金)午後3時まで▶第2回＝6月22日(月)午後3時まで

■市民後見人養成研修

【とき】8月18日(火)～平成28年8月【ところ】すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)【対象】区内在住在勤で、おおむね64歳以下の方【費用】無料【申込み】応募書類を直接、7月3日(金)までに厚生課厚生係(区役所3階)へ *研修の受講には、開講前に実施する選考(書類選考および小論文、面接)に合格する必要あり



市民後見人養成研修に取り組む受講生

研修は自分の視野を広げる場になっています

平成26年度市民後見人養成研修受講生 古橋広夫さん



昨年3月に退職し、これからは地域に根付いた生活を送りたいと思っていたところ、区の広報紙で「市民後見人養成研修」があることを知り、応募しました。現在は、実践研修として、認知症の高齢者の方などに代わって、日常生活に必要な預貯金の払戻し等を行う「生活支援員活動」に携わっています。

実際に研修を受けてみて、市民後見人として活動するには多岐にわたる知識と能力が必要だということや、すみだには人材・施設・制度など、福祉に関する資源が多くあることを知りました。また、市民後見人以外にも、生活支援員として活動したり、他の福祉ボランティア活動をしたりと、地域の支え合いに関わる方法はいろいろあるのだな、と視野を広げることもできました。

| 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成28年1月 | 8月 |
|------|---|-----|-----|-----|---------|------|
| 基礎研修 | 「市民後見人概論」、「市民後見人へのサポート体制」等(5科目) | | | | | 課題研修 |
| | 専門研修 「高齢者・認知症の理解」、「後見人の実務」、「関係諸制度(年金・保険)」等(13科目) | | | | | レポート |
| | 実践研修 生活支援員活動(おおむね月1回～3回程度) | | | | | |

成年後見制度の利用を支えます

墨田区社会福祉協議会 すみだ福祉サービス権利擁護センター

すみだ福祉サービス権利擁護センターでは、区民の皆さんが様々な福祉サービスを安心して選び、利用できるよう、成年後見制度の利用相談や、判断能力が低下した方の権利擁護相談など、福祉に関する支援を総合的・一体的に行っており、年間900件ほどの相談が寄せられています。

また、成年後見制度を支える方を増やし、制度を利用しやすくするため、区との共同で市民後見人養成研修や、市民後見人へのサポートを行っています。さらに今年度からは、成年後見制度の利用について、費用を助成する制度も設けています。



【ところ】東向島2-17-14・すみだボランティアセンター2階
【相談や申込みの電話・ファクス番号】 ☎5655-2940・FAX3610-0294
【受付時間】月曜日～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

こんなときは、すみだ福祉サービス権利擁護センターに、お気軽にご相談ください

成年後見制度のことをもっと知りたいときに

成年後見制度利用支援
【内容】成年後見制度に関する電話・窓口相談や、成年後見制度の利用に必要な書類の配布、後見人を引き受けてくれる団体の紹介など *窓口相談の申込みは事前に、すみだ福祉サービス権利擁護センターへ**【費用】**無料 *成年後見制度の利用に必要な費用は別途自己負担(一部貸付け、助成制度あり)

財産の管理や福祉サービスの契約を手伝ってほしいときに

地域福祉権利擁護事業
【内容】▶福祉サービス利用援助=福祉サービスの利用方法等の相談など ▶日常的な金銭管理サービス=日常生活に必要な預貯金の払戻し等 ▶書類等預かりサービス=日ごろ使わない大切な書類の預かり *費用・申込み等の詳細は、すみだ福祉サービス権利擁護センターへ

成年後見制度の利用などで困ったことが起きたときに

弁護士による法律相談(予約制)
【とき】毎月第3木曜日の午後1時半～4時半**【内容】**▶成年・任意後見制度 ▶遺言 ▶消費者被害 ▶高齢者・障害者に関する相談 ▶福祉サービスの苦情相談 ほか**【費用】**無料**【申込み】**事前に、すみだ福祉サービス権利擁護センターへ

遺言・相続などについて知りたいときに

法律出前勉強会
【内容】司法書士や公証人による、成年後見制度・遺言・相続・悪質商法対策などについての勉強会**【費用】**無料**【申込み】**事前に、すみだ福祉サービス権利擁護センターへ *日時・場所は要相談 *手話通訳が必要な場合も要相談

成年後見制度の利用を、費用の面から支援します

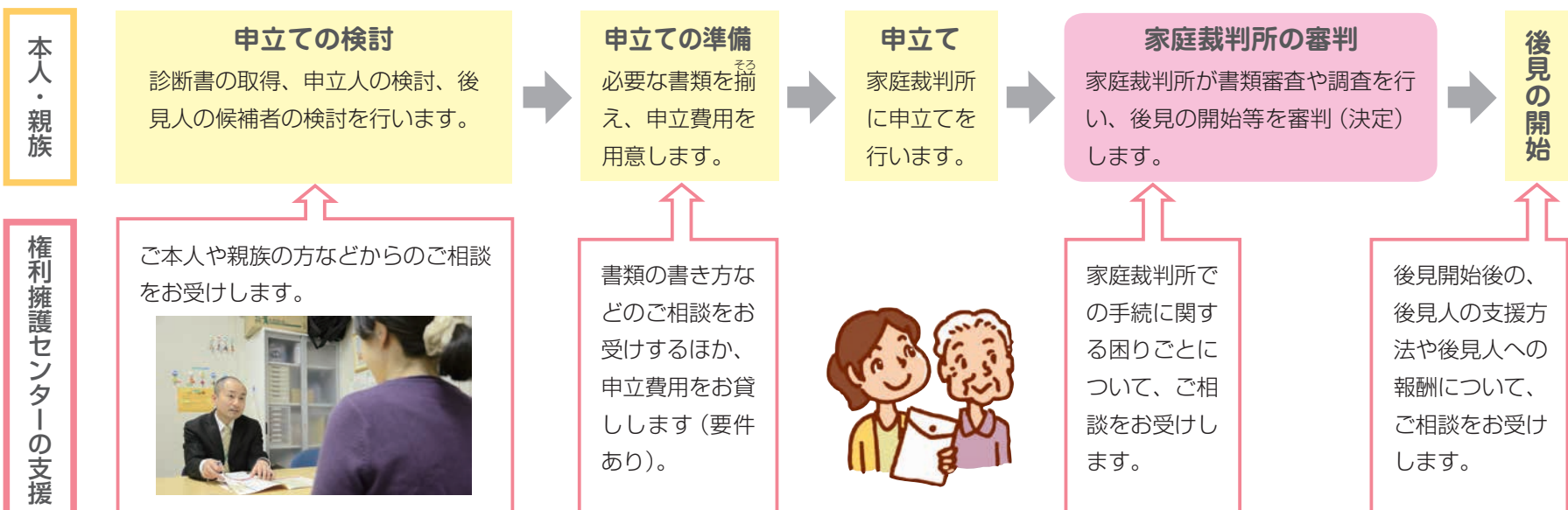
これまで、成年後見制度を利用する場合は、本人の親族が申立てを行い、その方がそのまま後見人になることが一般的でした。しかし近年では、親族が高齢であったり、遠方にいたりすることも多いため、親族以外の第三者(弁護士や司法書士など)が後見人となる場合が増えていきます。このような場合、後見人に報酬を支払うこととなりますが、資産

の少ない方でも費用の心配をせずに成年後見制度を利用できるよう、すみだ福祉サービス権利擁護センターでは、今年度、報酬費用助成制度を設けました。詳しくは右表をご覧ください。今後も、支援を必要とする方が安心して成年後見制度を利用できるよう、区と共同で取り組んでいきます。

■報酬費用助成制度の要件・対象など *助成額などの詳細は申込先へ

| | 親族等による申立ての場合 | 区長による申立ての場合 |
|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 成年後見制度の申立人 | 本人、配偶者、四親等以内の親族 | 区長 *親族等が申立てできない場合は区(区長)が申立てを行います。 |
| 後見制度を利用する方(本人)についての要件 | 生活保護を受けている方、または、以下のすべての要件を満たす方 ▶住民税が非課税 ▶預貯金等の合計額が100万円以下 ▶現在、居住している家屋等の日常生活に必要な資産以外、活用できる資産がない | |
| 対象となる成年後見人等の範囲 | 成年後見人のほか、保佐人、補助人、監督人 *配偶者および四親等以内の親族(子が親の後見人になっている場合など)は対象になりません。 | |
| 報酬費用助成の申込先 | 墨田区社会福祉協議会 すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎5655-2940 | 厚生課厚生係 ☎5608-6150 |

成年後見制度(親族等による申立ての場合)の申立手続の流れ



☎ = 電話 FAX = ファクス ☒ = Eメール 🏠 = ホームページアドレス